

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年6月26日 |
| 【会社名】 | 芙蓉総合リース株式会社 |
| 【英訳名】 | Fuyo General Lease Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 織田 寛明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 |
| 【電話番号】 | 03(5275)8800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 植田 正道 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 |
| 【電話番号】 | 03(5275)8800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 植田 正道 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 芙蓉総合リース株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13) 芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目2番2号) 芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部 (大阪府中央区高麗橋四丁目4番9号) 芙蓉総合リース株式会社 神戸支店 (神戸市中央区江戸町95番地) |

1【提出理由】

2026年6月23日開催の当社第57期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金79円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

辻田泰徳、織田寛明、高田桂治、岸田勇輔、高橋博、山村雅之、

松本博子、益一哉、井阪隆一を取締役に選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

根本恵梨乃を監査役に選任する。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を現行の月額8百万円以内から年額150百万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|---------|---------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 806,815 | 759 | 110 | (注)1 | 可決 99.89 |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | |
| 辻田 泰徳 | 769,370 | 38,159 | 143 | | 可決 95.26 |
| 織田 寛明 | 788,060 | 19,467 | 143 | | 可決 97.57 |
| 高田 桂治 | 799,519 | 8,046 | 110 | | 可決 98.99 |
| 岸田 勇輔 | 799,273 | 8,292 | 110 | | 可決 98.96 |
| 高橋 博 | 802,207 | 5,361 | 110 | | 可決 99.32 |
| 山村 雅之 | 803,854 | 3,715 | 110 | | 可決 99.53 |
| 松本 博子 | 778,416 | 29,153 | 110 | | 可決 96.38 |
| 益 一哉 | 803,854 | 3,715 | 110 | | 可決 99.53 |
| 井阪 隆一 | 805,492 | 2,079 | 110 | | 可決 99.73 |
| 第3号議案 | 683,649 | 123,920 | 110 | (注)2 | 可決 84.64 |
| 第4号議案 | 804,298 | 2,516 | 869 | (注)1 | 可決 99.58 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上